

自動車税納付をお忘れなく

自動車税（県税）は、5月31日（水）まで市役所1階の納税課、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館でも納付できます。

問い合わせは、桐生行政県税事務所（☎53-2113）、群馬県自動車税事務所（☎027-263-4343）へ。

軽自動車税の減免

身体などに障害のある人が所有する軽自動車などの税は、障害の程度により減免される場合がありますので、5月31日（水）までに、市役所1階の税務課又は新里・黒保根支所市民生活課へ申請してください。

申請の際には、車検証、印、障害者手帳、運転免許証、納税通知書（5月中旬郵送予定）、マイナンバーカード又は通知カードを持参してください。

問い合わせは、税務課諸税担当（☎内線224）へ。

5月は自転車マナーアップ強調月間です



自転車は車両です。自転車の交通ルールを守り、安全に使用しましょう。

●自転車安全利用五則

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

②車道は左側を通行

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④安全ルールを守る

・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止

・夜間はライトを点灯

・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認

⑤子供はヘルメットを着用

●自転車保険に加入しましょう

事故を起こすと、自分がけがをするだけでなく、相手に

けがをさせたり、相手の物を壊したりすることがあります。加害者となった場合、多額の損害賠償を求められるケースがあります。事故に備え

て自転車保険に加入しましょう。問い合わせは、安全安心課安全推進係（☎内線465）へ。

山火事に注意しましょう

市では、ゴールデンウィークに合わせ、ハイキングコースの入口などで山火事防止を呼び掛ける活動を実施しています。入山に際し次のことを注意してください。

- たばこの吸殻は必ず消し、投げ捨てない。
- 強風・乾燥時は、たき火をしない。
- 火遊びは決してしない。

なお、菱町の山林火災跡地では復旧工事を行っており、被災木は倒れやすく非常に危険なため、立ち入り禁止です。また、林道一色線も工事のため、引き続き通行できません。

問い合わせは、消防本部予防課指導係（☎47-1703）、林業振興課林業振興係（☎内線568）、桐生森林事務所（☎52-7373）へ。

第3子以降の給食費を補助します

子育て世代を支援するため、扶養する第3子以降の児童生徒の給食費を補助します。年度ごとに申請が必要になりますので、該当するお子さんがある保護者の皆さんは忘れずに申請してください。

児童生徒が平成29年度に食べた給食の給食費の金額
申請方法
5月下旬に学校を通じて保護者の皆さんにお知らせ文を配布しますので、内容をよく確認していただき、該当するお子さんがいる保護者は申請用紙に必要な事項を記入し、6月23日（金）までにお子さんが在籍する学校に添付書類を添えて提出してください。

対象要件
次の全てに該当する保護者が対象になります。なお、生活保護や就学援助などにより、既に学校給食費相当額の給付を受けている人は対象外となります。

申請用紙は、在籍する学校又は学校給食中央共同調理場、市ホームページに有ります。

請求方法
9月上旬をめどに、補助金交付決定通知書を申請者に送付し、平成30年1月末に補助金請求用紙を配布します。

補助金請求用紙に必要な事項を記入し、在籍する学校へ期限までに必ず提出してください。

①第3子以降が桐生市立の小・中学校、群馬県立桐生特別支援学校に在籍していること
※その他の小・中学校などに在籍している児童生徒の申請方法については、広報きりゅう平成30年1月号などでお知らせする予定です。

平成30年4月下旬をめどに、交付額決定通知書を送付し、保護者が指定した口座に補助金を振り込みます。

②第3子以降及び保護者が市内に住所を有していること

問い合わせは、学校給食中央共同調理場（☎450003）へ。

③子供を3人以上健康保険被保険証の扶養にしていること

問い合わせは、学校給食中央共同調理場（☎450003）へ。

④現在までに給食費に滞納（第3子以外も含む）がないこと

問い合わせは、学校給食中央共同調理場（☎450003）へ。

補助金額
対象となる第3子以降の児童

問い合わせは、学校給食中央共同調理場（☎450003）へ。

5月8日（月）から19日（金）まで

市有地を売却します

売却物件は14件で、次のとおりです。

申し込み

5月8日（月）から19日（金）まで（土・日曜日を除く）に、申込用紙に必要事項を記入し、市役所3階の財政課へ申し込んでください。

申込用紙と案内書は、財政課のほか、市ホームページにも有ります。

売却方法

入札により購入者を決定の上、売却します。なお、購入希望者がいない場合、平成30年3月30日（金）までの期間、随時売却を行います。

問い合わせは、財政課財産管理担当（☎内線547・554）へ。

所在地	用途地域	地目	地積(㎡)	最低入札価格
浜松町二丁目 77 - 30	準工業	宅地	147.51	5,520,000 円
東七丁目 17 - 15	第一種住居	宅地	104.49	2,270,000 円
宮本町一丁目 1286 - 5外5筆	商業	宅地	831.70	21,550,000 円
境野町七丁目 23 - 32	準工業	宅地	160.82	2,450,000 円
広沢町六丁目 197 - 7	準工業	宅地	218.21	4,940,000 円
広沢町六丁目 213 - 4外4筆	準工業	宅地	301.38	4,740,000 円
相生町四丁目 301 - 1	準工業	宅地	270.53	5,330,000 円
相生町四丁目 301 - 11	準工業	宅地	270.52	4,980,000 円
相生町四丁目 316 - 2	準工業	宅地	1,231.79	15,530,000 円
相生町四丁目 330 - 6	準工業	宅地	401.23	5,900,000 円
梅田町二丁目 48 - 1	第一種住居	雑種地	904.39	11,310,000 円
天神町二丁目 578 - 6外3筆	第一種住居	雑種地	2,696.49	39,991,000 円
広沢町三丁目 4225 - 9	第一種低層住居専用	宅地	310.77	8,050,000 円
桜木町 1382 - 24 外1筆	近隣商業	宅地	336.74	13,440,000 円

国民年金に任意加入できます

次のいずれかに該当する人は、申し出により、任意で国民年金に加入できます。

① 60歳以上65歳未満の人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間（保険料納付期間、保険料免除期間、学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間を合計して10年以上）を満たさない人や、満額の老齢基礎年金を受けられない人

② 昭和40年4月1日以前に生

まれ、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たさない人※70歳になるまでの間で、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たすまで加入できます。

③ 海外に住む20歳以上65歳未満の日本人

手続きは、①・②に該当する人は、市役所1階の市民課又は新里・黒保根支所市民生活課でできます。③に該当す

浄化槽設置の補助金・貸付金

浄化槽を新設又は転換する人に、補助金の交付と設置資金の貸し付けを行います。補助金額や貸付金限度額などは下表のとおりです。

補助金の申請は12月28日（木）までに先着順で受け付けます。※ただし、予算額に達し次第、終了となります。

対象となる浄化槽は、次の条件を全て満たすものです。

- ① 公共下水道の事業認可区域外で生活排水処理施設整備事業計画のない地域に設置
- ② 10人槽以下の一定の性能基準を満たす浄化槽
- ③ 平成30年3月16日（金）までに設置が完了

なお、浄化槽の転換設置の際には、エコ補助金を加算（10万円）します。

問い合わせは、下水道課維持係（☎内線752・753）へ。

補助金額・貸付金限度額一覧

浄化槽の種類	5人槽	7人槽	10人槽
補助金	新設	69,000円	90,000円
	転換	252,000円	291,000円
貸付金限度額	500,000円以内（無利子）		

※新設…何もないところに新たに合併浄化槽を設置する場合

※転換…汲取り槽や単独浄化槽を撤去して合併浄化槽を設置する場合（家屋の建て替えも可）



る人は、日本国内に住んでいる親族などに協力していただき、最後に住んでいた市区町村で手続きをしてください。

問い合わせは、桐生年金事務所（☎442311）又は市民課年金係（☎内線273）へ。